

第9節 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 地下貯蔵タンクの設置場所

地下貯蔵タンクの設置場所は、次により指導する。

- (1) 地下貯蔵タンクの設置場所は、原則として屋外の火災予防上安全な場所とし、構内通路部分等には埋設しないこと。
- (2) 埋立地等で特に地盤が軟弱なため、タンクの沈下又は配管の損傷が予想される地域は、沈下等を防止するための基礎の補強及びその他の有効な措置を講ずること。
- (3) 地下貯蔵タンクの設置場所には、その範囲を地盤上に目地、塗料等により明示すること。
- (4) 地下貯蔵タンク上部には、漏えい検査管の長さ等を考慮した点検管理に必要な空間を確保すること。
- (5) 地下貯蔵タンクの埋設位置は、タンクの外側から敷地境界線まで水平距離でおおむね1メートル以上の距離を保つこと。

2 乾燥砂（危険物令第13条第1項第2号）

乾燥砂と同等以上の効果を有するものとしては、国土交通省の認可を受けている人工軽量骨材がある。

人工軽量骨材の例

人工軽量砂は、良質の膨脹性頁岩を砂利から砂まで各サイズに粉碎して高温で焼成し、これを冷却して人工的に砂にしたもので主な品名として次のものがある。

宇部軽骨、ライオライト、ビルトン、セイライト、アサノライト、メサライト、テチライト

3 タンク頂部（危険物令第13条第1項第3号）

危険物令第13条第1項第3号に規定する「地下貯蔵タンクの頂部」には、マンホール部分は含まれないものとしタンク本体の頂部とすること。

4 隣接設置（危険物令第13条第1項第4号）

地下貯蔵タンクを2以上隣接してタンク室内に設置し、かつタンク相互間にコンクリートの壁を設けて区画した場合は、タンク間の間隔を1メートル以下にすることができる。

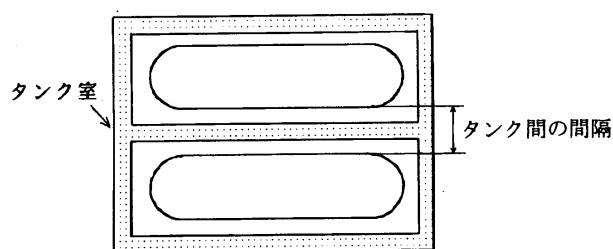


図 2-9-1 タンク室に設ける場合の例

5 タンクの構造等（危険物令第13条第1項第6号、危険物規則第23条、危険物告示第4条の47）

(1) 主荷重及び主荷重と従荷重の組み合わせにより地下貯蔵タンク本体に発生する応力が、危険物告示第4条の47に規定する許容応力以下であることを応力計算により確認する必要があるが、地下貯蔵タンクに作用する荷重及び発生応力は、一般的に次により算出することができる。（平成17年3月24日消防危第55号）

ただし、第3章第37「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例」により例示された構造により設置する場合は、当該応力計算を省略することができる。

ア 作用する荷重

(ア) 主荷重

a 固定荷重（地下貯蔵タンク及びその附属設備の自重）

$$W_1 : \text{固定荷重 [単位: N]}$$

b 液荷重（貯蔵する危険物の重量）

$$W_2 = \gamma_1 \cdot V$$

$$W_2 : \text{液荷重 [単位: N]}$$

$$\gamma_1 : \text{液体の危険物の比重量 [単位: N/mm}^3\text{]}$$

$$V : \text{タンク容量 [単位: mm}^3\text{]}$$

c 内圧

$$P_1 = P_G + P_L$$

$$P_1 : \text{内圧 [単位: N/mm}^2\text{]}$$

$$P_G : \text{空間部の圧力（無弁通気管のタンクは考慮する必要がない） [単位: N/mm}^2\text{]}$$

$$P_L : \text{静液圧 [単位: N/mm}^2\text{]}$$

静液圧 P_L は、次のとおり求める。

$$P_L = \gamma_1 \cdot h_1$$

$$\gamma_1 : \text{液体危険物の比重量 [単位: N/mm}^3\text{]}$$

$$h_1 : \text{最高液面からの深さ [単位: mm]}$$

d 乾燥砂荷重

タンク室内にタンクが設置されていることから、タンク頂部までの乾燥砂

の上載荷重とし、その他の乾燥砂の荷重は考慮しないこととしてよい。

$$P_2 = \gamma_2 \cdot h_2$$

P_2 : 乾燥砂荷重 [単位 : N/mm^2]

γ_2 : 砂の比重量 [単位 : N/mm^3]

h_2 : 砂被り深さ (タンク室の蓋の内側から地下タンク頂部までの深さ) [単位 : mm]

(イ) 従荷重

a 地震の影響

静的震度法に基づく地震動によるタンク軸直角方向に作用する水平方向慣性力を考慮することとしてよい。

なお、地震時土圧については、タンク室に設置されていることから考慮しない。

$$F_s = K h (W_1 + W_2 + W_3)$$

F_s : タンクの軸直角方向に作用する水平方向地震力 [単位 : N]

$K h$: 設計水平震度 (危険物告示第4条の23による)

W_1 : 固定荷重 [単位 : N]

W_2 : 液荷重 [単位 : N]

W_3 : タンクの軸直角方向に作用する乾燥砂の重量 [単位 : N]

b 試験荷重

完成検査前検査、定期点検を行う際の荷重とする。[単位 : N/mm^2]

イ 発生応力等

鋼製横置円筒型の地下貯蔵タンクの場合、次に掲げる計算方法を用いることができる。

(ア) 胴部の内圧による引張応力

$$\sigma_{s1} = P_i \cdot (D / 2 t_1)$$

σ_{s1} : 引張応力 [単位 : N/mm^2]

P_i : (内圧、正の試験荷重) [単位 : N/mm^2]

D : タンク直径 [単位 : mm]

t_1 : 胴の板厚 [単位 : mm]

(イ) 胴部の外圧による圧縮応力

$$\sigma_{s2} = P_o \cdot (D / 2 t_1)$$

σ_{s2} : 圧縮応力 [単位 : N/mm^2]

P_o : (乾燥砂荷重、負の試験荷重) [単位 : N/mm^2]

D : タンク直径 [単位 : mm]

t_1 : 胴の板厚 [単位 : mm]

(ウ) 鏡板部の内圧による引張応力

$$\sigma_{k1} = P_i \cdot (R / 2 t_2)$$

σ_{k1} : 引張応力 [N/mm²]

P_i : (内圧、正の試験荷重) [単位 : N/mm²]

R : 鏡板中央部での曲率半径 [単位 : mm]

t_2 : 鏡板の板厚 [単位 : mm]

(エ) 鏡板部の外圧による圧縮応力

$$\sigma_{k2} = P_o \cdot (R / 2 t_2)$$

σ_{k2} : 圧縮応力 [N/mm²]

P_o : (乾燥砂荷重、負の試験荷重) [単位 : N/mm²]

R : 鏡板中央部での曲率半径 [単位 : mm]

t_2 : 鏡板の板厚 [単位 : mm]

(オ) タンク固定条件の照査

地下タンク本体の地震時慣性力に対して、地下タンクの固定部分が、必要なモーメントに耐える構造とするため、次の条件を満たすこと。

$$F_s \cdot L \leq R \cdot l$$

F_s : タンク軸直角方向に作用する水平方向地震力 [単位 : N]

L : F_s が作用する重心から基礎までの高さ [単位 : mm]

R : 固定部に発生する反力 [単位 : N]

l : 一の固定部分の固定点の間隔 [単位 : mm]

(2) タンクを間仕切りする場合は、次によること。

ア 貯蔵できる危険物は、同一の類の危険物であること。

イ 間仕切板は、タンクと胴板と同等以上の材質及び板厚とすること。

ウ 貯蔵するのに必要な設備は、間仕切された部分ごとに設けること。

エ 圧力タンクにあっては、タンクを間仕切ることはできないものとする。

6 タンク外面の保護 (危険物令第13条第1項第7号、危険物規則第23条の2、危険物告示第4条の48、第4条の49)

(1) 危険物告示第4条の48第2項第1号から第4号に定める塗覆装の性能を確認するための試験方法等は、「地下貯蔵タンクの外面保護に用いる塗覆装の性能確認の方法について」(平成17年9月13日消防危第209号)によること。

(2) 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の流出事故防止対策については、危険物規則第23条の2、危険物告示第4条の47の2、第4条の47の3によるほか、第3章第38「既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策等に係る運用」によること。

(3) 電気防食については、危険物告示第4条の49によるほか、第3章第5「地下配管等に設ける電気防食の施工に関する技術基準」を準用すること。

なお、「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク及び鋼製地下配管の電気防食（JSCE S 0601:2006）」又は「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン（JSCE S 1901:2019）」に基づき行った電気防食は、技術上の基準に適合しているものとして取り扱う。（平成20年2月21日消防危第27号、令和2年3月27日消防危第89号）

7 通気管（危険物令第13条第1項第8号、危険物規則第20条第3項）

通気管については、危険物規則第20条第3項によるほか、次によるものとする。

- (1) 風圧等により損傷を受けるおそれのないように設けること。
- (2) 可燃性の蒸気を回収する設備は、危険物規則第20条第3項第3号によるほか、第3章第20「炭化水素系物質の蒸発防止設備設置基準」により設けるよう指導する。

8 計量装置（危険物令第13条第1項第8号の2）

危険物令第13条第1項第8号の2に規定する「危険物の量を自動的に表示する装置」は、タンクに浸水しない構造のものとする。

9 注入口（危険物令第13条第1項第9号）

注入口は、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」16(2)から(8)までの例によること。

なお、遠方注入口にあつては、注入口直下の地盤面に囲いを設けるか、不燃材料で造った油受け又は箱等の中に設けること。

10 ポンプ設備（危険物令第13条第1項第9号の2）

- (1) ポンプ設備は、第7節「屋外タンク貯蔵所の基準」17(3)及び(4)の例によること。
- (2) 第4類の危険物の地下貯蔵タンクのポンプ設備の周囲には、1メートル以上の幅の空地を保有するよう指導する。ただし、不燃材料で覆った場合は、この限りでない。
- (3) 油中ポンプ設備については、危険物規則第24条の2のほか、第3章第27「油中ポンプ設備」によること。
- (4) 平屋建て以外の建築物内に設ける場合は、危険物規則第22条の6第1号イからホまでによるよう指導する。

11 配管（危険物令第13条第1項第10号）

- (1) 静電気による災害が発生するおそれのある液体危険物を貯蔵するタンクの注入口は、タンク底部付近まで下げること。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号）
- (2) 建築物内に設ける配管は、第8節「屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準」7(2)の例によるよう指導する。

12 配管の取り付け位置（危険物令第13条第1項第11号）

当該規定による配管には、タンク本体と配管との結合部も含まれる。

13 危険物の漏れを検知する設備（危険物令第13条第1項第13号、危険物規則第23条の3）

(1) 液体危険物の漏れを検知する設備に漏えい検査管を用いる場合は、危険物規則第23条の3によるほか、次によること。

ア 漏えい検査管は、二重管とすること。

イ 漏えい検査管の材質は、金属管又は硬質塩化ビニール管とすること。

ウ 漏えい検査管の直径は、原則として40ミリメートル以上であること。

エ 漏えい検査管の長さは、コンクリート地盤面から地下貯蔵タンクの基礎（タンク室の底）に達する長さとする。

オ 上部には蓋を設け、水の浸入しない構造とすること。

カ 漏えい検査管の小孔は、原則として下端からタンク中心までとすること。ただし、地下水位の高い場所では、地下水位の上方まで小孔を設けること。

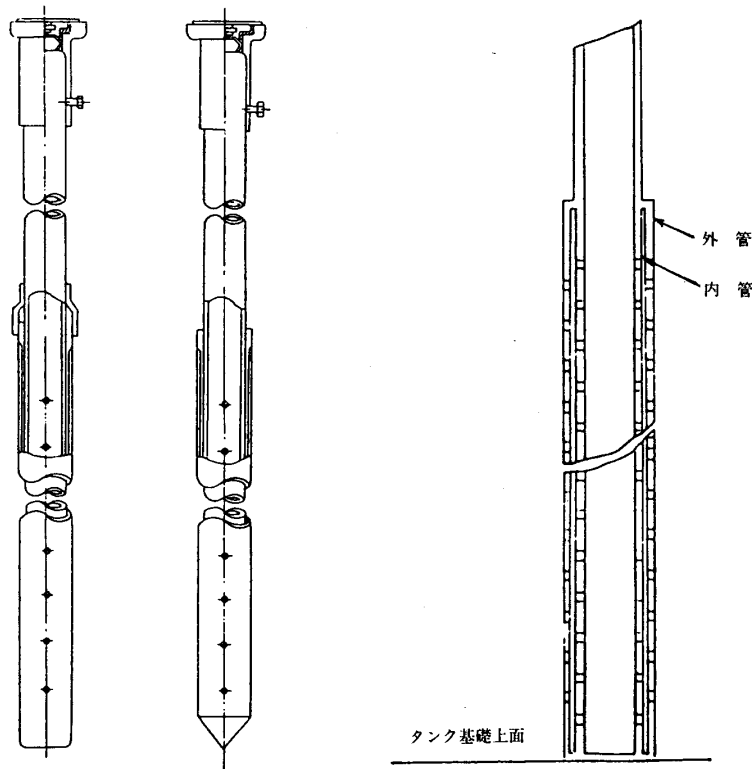


図2-9-2 漏えい検査管の構造図の例

キ 2以上のタンクを1メートル以下に接近して設ける場合は、図2-9-3の例によることができる。

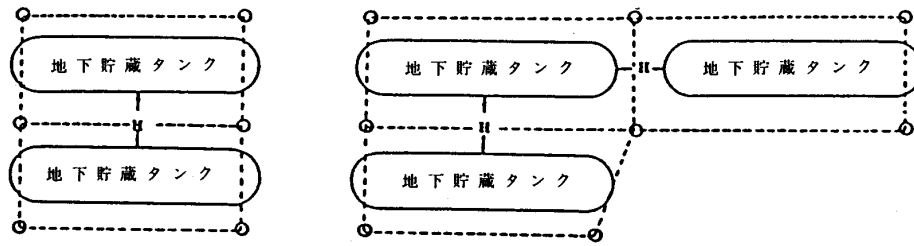


図 2-9-3 漏えい検査管の設置例（注：○印は漏えい検査管を示す。）

ク 1 の漏えい検査管の有効検知範囲は、おおむね 3メートルとすること。

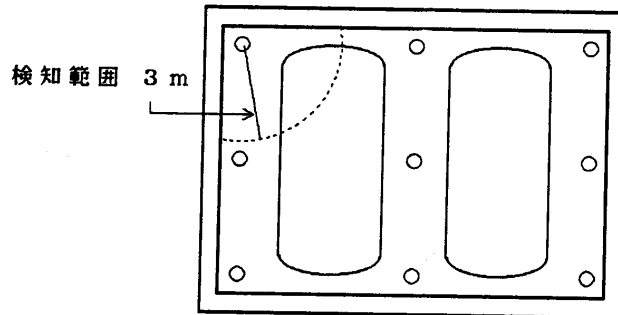


図 2-9-4 漏えい検査管の設置例（注：○印は漏えい検査管を示す。）

(2) 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクの危険物の漏れを検知することができる常時監視装置については、危険物規則第23条の3、危険物告示第4条の49の2、第4条の49の3によるほか、第3章第38「既設の地下貯蔵タンクに対する流出事故防止対策等に係る運用」によること。

14 タンク室の構造（危険物令第13条第1項第14号、危険物規則第23条の4、第24条、危険物告示第4条の50）

(1) 主荷重及び主荷重と従荷重の組み合わせによりタンク室に発生する応力が、危険物告示第4条の50に規定する許容応力以下であることを応力計算により確認する必要があるが、タンク室に作用する荷重及び発生応力は、一般的に次により算出することができる。（平成17年3月24日消防危第55号）

ただし、第3章第37「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例」により例示された構造により設置する場合は、当該応力計算を省略することができる。

ア 作用する荷重

(ア) 主荷重

a 固定荷重（タンク室の自重、地下貯蔵タンク及びその附属設備の自重）

W_4 ：固定荷重 [単位：N]

b 液荷重（貯蔵する危険物の重量）

$$W_2 = \gamma_1 \cdot V$$

W_2 : 液荷重 [単位 : N]

γ_1 : 液体の危険物の比重量 [単位 : N/mm³]

V : タンク容量 [単位 : mm³]

c 土圧

$$P_3 = K_A \cdot \gamma_3 \cdot h_3$$

P_3 : 土圧 [単位 : N/mm²]

K_A : 静止土圧係数 (一般的に0.5)

γ_3 : 土の比重量 [単位 : N/mm³]

h_3 : 地盤面下の深さ [単位 : mm]

d 水圧

$$P_4 = \gamma_4 \cdot h_4$$

P_4 : 水圧 [単位 : N/mm²]

γ_4 : 水の比重量 [単位 : N/mm³]

h_4 : 地下水位からの深さ (地下水位は原則として実測値による)
[単位 : mm]

(イ) 従荷重

a 上載荷重

上載荷重は、原則として想定される最大重量の車両の荷重とする (250KNの車両の場合、後輪片側で100KNを考慮する)。

b 地震の影響

地震の影響は、地震時土圧について検討する。

$$P_5 = K_E \cdot \gamma_4 \cdot h_4$$

P_5 : 地震時土圧 [単位 : N/mm²]

K_E : 地震時水平土圧係数

地震時水平土圧係数 K_E は、次によることができる。

$$K_E = \frac{\cos^2 (\phi - \theta)}{\cos^2 \theta \left[1 + \sqrt{\frac{\sin \phi \cdot \sin (\phi - \theta)}{\cos \theta}} \right]^2}$$

ϕ : 周辺地盤の内部摩擦角 [単位 : 度]

θ : 地震時合成角 [単位 : 度]

$$\theta = \tan^{-1} K_h$$

K_h : 設計水平震度 (危険物告示第4条の23による)

γ_4 : 土の比重量 [単位 : N/mm³]

h_4 : 地盤面下の深さ [単位 : mm]

- (2) タンク室の壁及び底は、地下室の壁等と兼ねることなく専用のタンク室とすること。ただし、強度上支障のない場合はこの限りでない。
- (3) 危険物規則第24条第1項第1号に規定する「水密コンクリート」とは、硬化後に水を通しにくいコンクリートで、一般に、水セメント比は、55パーセント以下とし、AE剤（コンクリートなどの中に、多数の微細な空気泡を一様に分散させ、施工軟度及び耐凍害性を向上させるために用いる混和剤）若しくはAE減水剤（AE剤と減水剤（所要の柔らかさや流動性を得るために必要な単位水量を減水させるために用いる混和剤）の両方の効果を兼ね備えた混和剤）又はフライアッシュ（石炭灰）若しくは高炉スラグ粉末等の混和剤を用いたコンクリートをいう。（平成17年3月24日消防危第55号）
- (4) 危険物規則第24条第1項第2号に規定する「地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置」とは、振動等による変形追従性能、危険物により劣化しない性能及び長期耐久性能を有するゴム系又はシリコン系の止水剤を充填するなどの措置がある。（平成17年3月24日消防危第55号）

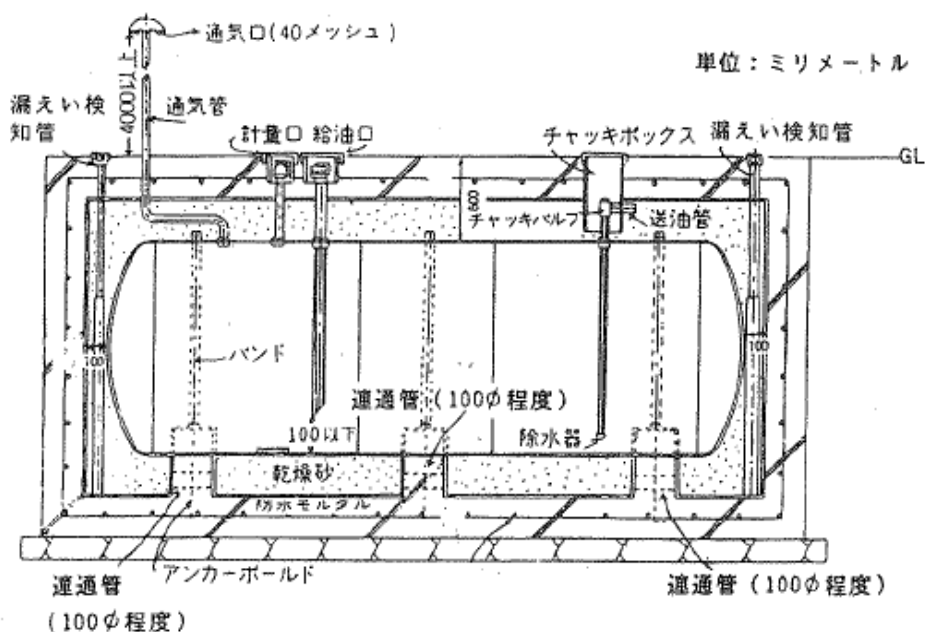


図2-9-5 地下タンク室に設けられた地下貯蔵タンクの例

15 ふたの構造（危険物令第13条第2項第2号イ）

危険物令第13条第2項第2号イに規定する「鉄筋コンクリートのふた」については、次によること。

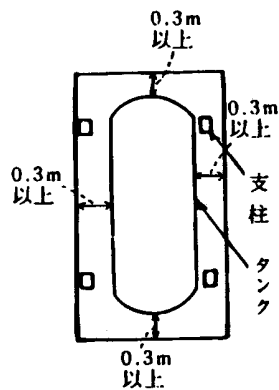
- (1) ふたの大きさは、当該二重殻タンクの水平投影から、縦及び横が各々片側0.3メートル以上ずつ大きいものとする。
- (2) ふたの鉄筋は、直径9ミリメートル以上でその間隔を縦、横0.3メートル以下又はこれと同等以上のものとする。

16 ふたにかかる重量がタンクにかからない構造（危険物令第13条第2項第2号ロ）

危険物令第13条第2項第2号ロに規定する「直接当該二重殻タンクにかからない構造」とは、ふたにかかる重量を基礎及びふたと連結した支柱で支える方法又はこれと同等以上の方法とすること。

- (1) 支柱は、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート管（以下「ヒューム管」という。）とすること。
- (2) 支柱の数は、タンク1基の場合は4本以上、タンク群の場合は、図2-9-6例2によるもの以上とし、かつ、当該ふたにかかる重量とふたの重量の和を支柱1本当たりの最大許容軸方向荷重で除して求められる必要本数以上であること。

例1



例2

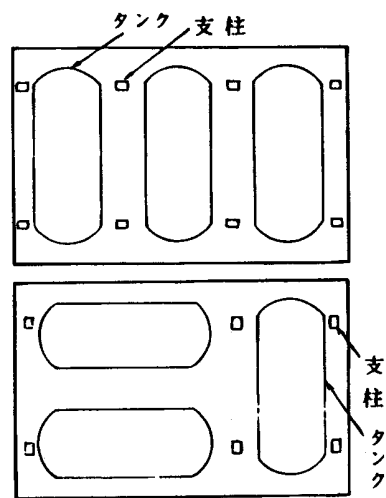


図2-9-6 支柱の例

(3) 鉄筋コンクリート造の支柱は、帯鉄筋又はらせん鉄筋柱とし、次によること。

ア 柱の最小横寸法は20センチメートル以上とすること。

イ 軸方向鉄筋の直径は12ミリメートル以上とし、その数は4本以上とすること。

ウ 帯鉄筋の直径は6ミリメートル以上で、その間隔は、柱の最小横寸法、軸方向鉄筋の直径12倍、帯鉄筋の直径48倍のうち、最も小さな値以下とすること。

エ 軸方向鉄筋は、基礎及びふたの鉄筋と連結すること。

(4) ヒューム管の支柱は、次によること。

ア 外径を20センチメートル以上とすること。

イ 空洞部に、基礎及びふたと連結した直径9ミリメートル以上の鉄筋を4本以上入れ、コンクリートを充填すること。

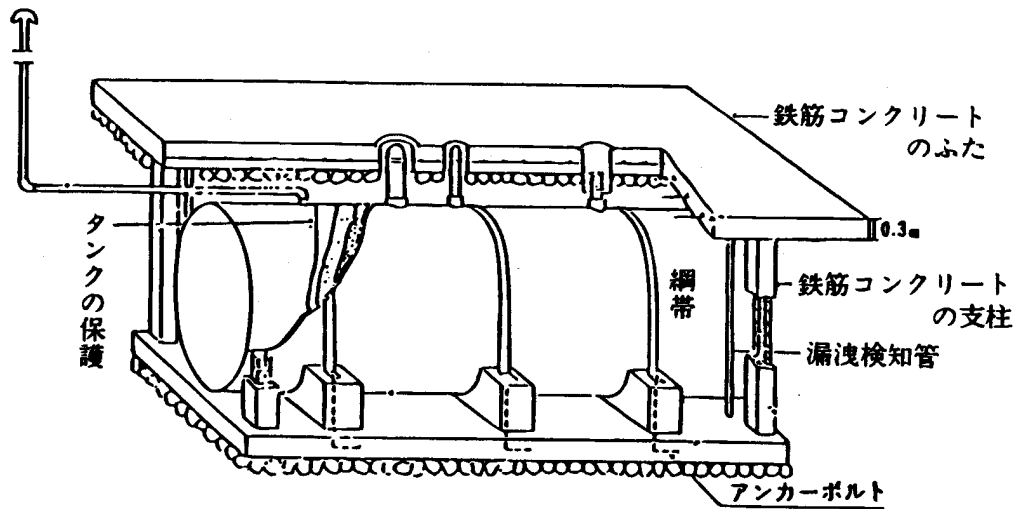


図 2-9-7 鉄筋コンクリート造の支柱によりふたを支える方法の例

17 タンクの基礎（危険物令第13条第2項第2号ハ）

- (1) 鉄筋コンクリート造とし、当該鉄筋にタンクを固定するためのアンカーボルトを連結すること。
- (2) タンクの枕部分にコンクリートを用いる場合は、鉄筋を入れるものとし、当該鉄筋を前記(1)に掲げる鉄筋と連結するよう指導する。
- (3) 前記(2)の場合は、タンク基礎とタンク本体との間隔は、10センチメートル以上とするよう指導する。
- (4) タンク基礎の枕部分には、漏れた油が漏えい検査管で有効に検知できるための開口部（内径約100ミリメートル程度）を設けるよう指導する。
- (5) 碎石基礎を用いる場合にあっては、(1)から(4)にかかわらず、第3章第30「地下貯蔵タンクの碎石基礎による施工方法に関する指針」によること。

18 タンクの固定方法（危険物令第13条第2項第2号ハ）

- (1) 防錆塗装した締付バンド、ボルト等により間接的に固定すること。
- (2) アンカーボルトは、下部を屈曲させたものとし、タンクの基礎ベースの厚みの中心まで達すること。
- (3) バンドを基礎に固定するためのアンカーボルトは、第3章第16「浮力に関する計算例」2に掲げるタンクが受ける浮力によって切断されないだけの断面積を有しなければならない。
- (4) 地下水によって浮き上がらない構造とすることとし、第3章第16「浮力に関する計算例」により検討を行うこと。

19 マンホールの構造

地下貯蔵タンクにマンホールを設ける場合は、次により指導する。

- (1) マンホールは、地盤面まで立ち上げることなくできるだけ低くすること。
- (2) マンホールのプロテクターとタンクの接合部は、プロテクター内に浸入した雨水等がタンク室内に浸水しない構造とすること。
- (3) プロテクターの蓋は、蓋にかかる重量に耐えられる厚さのものとし、直接プロテクターにかからないように設けるとともに、雨水等が浸入しない構造とすること。
- (4) 配管がプロテクターを貫通する部分は、プロテクター内に浸入した雨水等がタンク室内に浸水しない構造とすること。

20 植栽

植栽については、第3章第23「危険物製造所等の保有空地等における植栽」によること。

21 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる材質の耐薬品性能（危険物規則第24条の2の3、危険物告示第4条の50の2、平成22年7月8日消防危第144号）

強化プラスチック製二重殻タンク（以下「FF二重殻タンク」という。）の内殻に用いる材質は、貯蔵し、又は取り扱う危険物を試験液とし、二重殻タンクの内殻で危険物と接する部分に使用される強化プラスチックを試験片とした(1)に示す耐薬品性試験において、(2)の評価基準に適合していることがあらかじめ確認されていなければならない。

ただし、自動車ガソリン、灯油、軽油又はA重油については、当該確認を要しない。

(1) 耐薬品性試験

「繊維強化プラスチックの耐薬品試験方法」（JIS K 7070）による浸せき試験

(2) 評価基準

「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」（JIS K 7012）6.3に規定される耐薬品性の評価基準に示されている外観変化、曲げ強さ、バーコル硬さがそれぞれ次のとおりであること。

ア 外観変化

各浸せき期間後の外観変化はJIS K 7070表4に示す等級1、等級2に該当する又はこれより小さいこと。

イ 曲げ強さ

1年間の浸せき期間後の曲げ強度の保持率が60パーセント以上であり、かつ、180日から1年にかけての変化が急激でないこと。

ウ バーコル硬さ

各浸せき期間後のバーコル硬さが、15以上であること。

22 その他の留意事項

- (1) 危険物令第13条第2項に規定する二重殻タンクを地下貯蔵タンクとして設置する場合は、第3章第26「鋼製二重殻タンクの基準」、第28「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」又は第29「強化プラスチック製二重殻タンク」の基準によること。
- (2) 地下貯蔵タンクの基礎を砕石基礎による施工方法により設置する場合は、第3章第30「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法に関する指針」の基準によること。
- (3) 平成17年政令第23号により改正前の危険物令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンクでタンク室に設置されていないものについて

ア 地下鉄、地下トンネル又は地下街から水平距離10メートルの離隔を必要とする。

「地下トンネル」とは、電力ケーブル、電話ケーブル、ガス管、水道管等の共同溝形式又は単独で収納する地下工作物で、点検、補修等のため人の出入りするもの、地下街、地下横断歩道等をいうものであること。

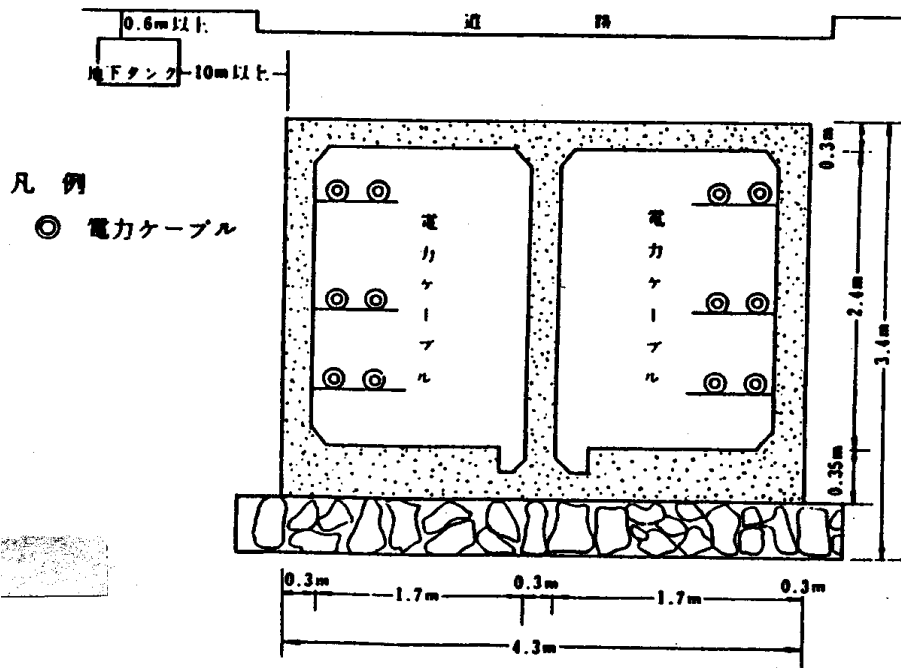


図2-9-8 単独洞道断面図

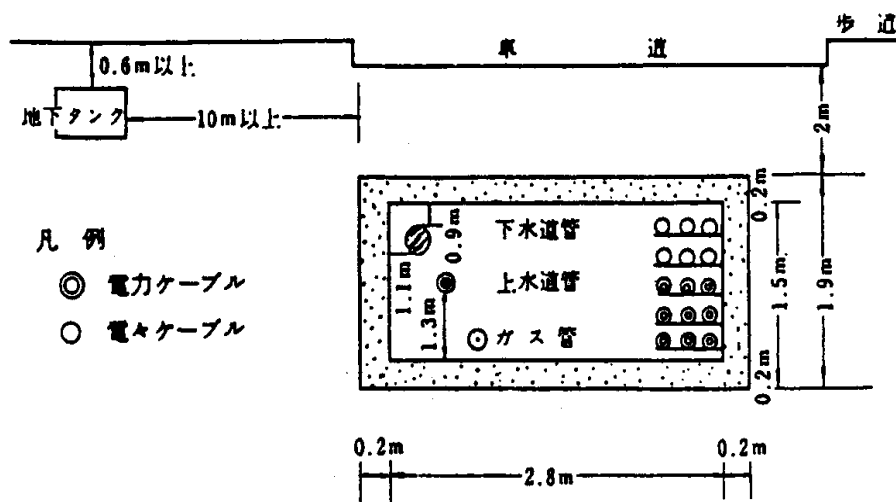


図 2 - 9 - 9 関連洞道断面図

参考：昭和40年10月21日自消丙予発第164号

昭和43年10月25日消防予第239号

昭和51年11月16日消防危第95号

昭和52年3月25日消防危第47号

昭和54年8月3日消防危第84号

昭和56年10月30日消防危第143号

昭和57年3月30日消防危第40号

イ 地下トンネルが設置される時点で、既に設置されている地下貯蔵タンクについて、次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する場合は、当該タンクをタンク室に設置しないことができるものであること。ただし、地下鉄及び地下街、地下横断歩道等にあつては該当しないものであること。

(ア) 地下貯蔵タンクと地下トンネルとの垂直距離が10メートル以上であること。

(イ) 地下トンネルは、地下水面より10メートル以上深い位置に設置されていること。

(ウ) 地下貯蔵タンクに貯蔵される危険物は比重が1.0未満で、かつ、非水溶性であること。

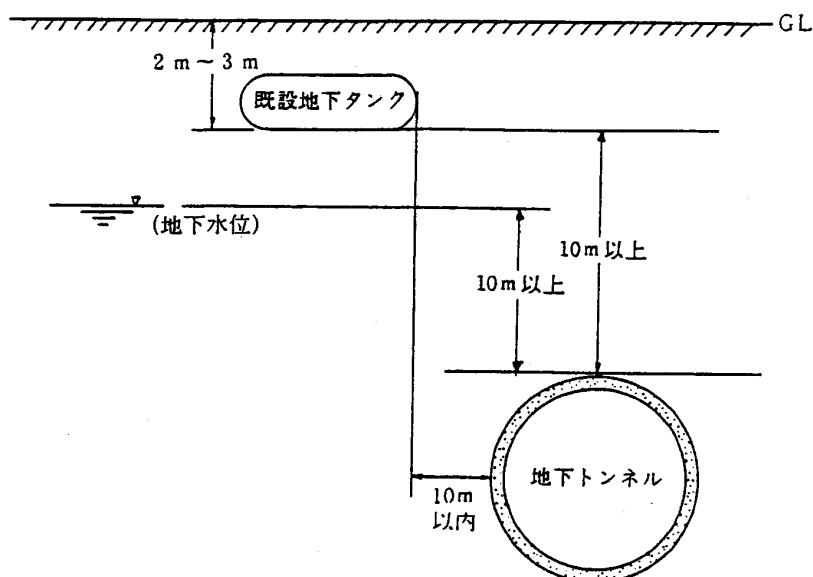


図 2 - 9 - 10 タンク室を設置しないことができる既存地下貯蔵タンク

(4) 危険物令第13条第3項に規定する地下貯蔵タンクについては、「地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について」（昭和62年7月28日消防危第75号）によること。

(5) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（以下「SF二重殻タンク」という。）の内殻の鋼板に代えて、厚さ3.2ミリメートル以上のステンレス鋼板を用いることについては、検知層以外の強化プラスチックの被覆部（以下「密着層」という。）の接着強度が、剥離試験において強化プラスチックの基材破壊（強化プラスチックを構成する部材の破壊）が生じる強度以上の強度を有していることを確認することにより、認める。

なお、接着強度を確認する剥離試験は、設置予定のSF二重殻タンクと同一の施工方法によりステンレス鋼板に強化プラスチックを積層成形した試験片を用い、実施するものとする。（平成22年12月28日消防危第297号）

(6) 地下タンク貯蔵所における移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者による単独荷卸しに必要な安全対策等については、「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」（平成17年10月26日消防危第245号（平成30年3月30日消防危第44号改正））によること。

(7) 上部に地下空間を有する地下タンク貯蔵所のタンク室については、「危険物の規制に関する執務資料の送付について」（平成30年4月27日消防危第72号）によること。